

原油・原材料価格の変動、景況悪化情勢に伴う会員事業者への信用保証料助成金交付要綱

公益社団法人新潟県トラック協会

平成22年5月17日制定

平成29年3月8日改正

(目的)

第1条

この要綱は、公益社団法人新潟県トラック協会（以下「協会」という）の会員事業者が、新潟県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的とした都道府県等が定めるセーフティーネット制度融資にかかる信用保証協会保証料および国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条

本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは新潟県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資を取り扱う金融機関および信用保証協会が国の定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）を行う対象とされる全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは会員事業者が前項で定める金融機関から受ける新潟県の原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援等を目的としたセーフティーネット制度融資および国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第1号～第8号）融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条

本要綱に定める助成事業は、原油・原材料価格の変動、景況悪化に伴う資金繰り支援対策として実施するものであり、平成30年2月28日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条

助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。

ただし、その額が40万円を超えるときは20万円を限度とし、平成30年2月28日まで20万円に達するまで再助成ができる。

(助成金の交付申請)

第5条

- (1)会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が40万円を超えるときは20万円）を協会に申請することができる。
- (2)前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際信用保証料計算書となる「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」および「セーフティーネット保証に係る認定書」（セーフティーネット保証の場合）の写しなどを添付しなければならない。
- (3)助成金の交付申請は隨時行うことができる。

ただし、最終申請期限は平成30年3月2日とする。

(助成金の交付)

第6条

協会は前条による助成金の交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条

- (1)当該助成金の交付を受けた会員事業者は融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に協会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- (2)協会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条

助成金の交付を受ける会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条

この要綱に定めのあるものほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成30年3月以降の借入に対する保証料についても審査のうえ助成する。

信用保証料助成について

下記の要領で信用保証料助成を行います。

記

制度	セーフティネット融資の信用保証料助成	その他の信用保証料助成
1. 助成対象	当該年度4月1日～翌年2月末日に実行された次の融資に係る信用保証料。 ①新潟県セーフティネット資金 ②国が定めるセーフティネット保証 (中小企業信用保険法)	当該年度4月1日～翌年2月末日に実行された融資(セーフティネット融資を除く)に係る信用保証料。
2. 助成金額	保証料の2分の1で、20万円が上限。 20万円に達するまでは追加申請が可能。	保証料の2分の1で、10万円が上限。 10万円に達するまでは追加申請が可能。
3. 助成時期	6月、9月、12月、2月の末日に締め切り、締切月の翌月末までに振り込みます。	
4. 提出書類	①信用保証協会保証料助成申請書(A4でコピーしてご利用ください。) ②信用保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ」の写し ③セーフティネット融資のみ、市町村が発行する「中小企業信用保険法 第2条第5項第5号の規定による認定申請書」の写し ※詳しくは市町村にお問い合わせください。	
5. 注意事項	①一社で両方の助成を利用することもできます。 ②振込先は会社名義の口座に限ります。普通預金・当座預金の区分に誤りが多いので、ご注意願います。	

平成 年 月 日

公益社団法人新潟県トラック協会会長様

住 所

会 社 名

代 表 者

㊞

信用保証協会保証料助成申請書

当社は、信用保証協会の保証により融資を受けましたが、保証料の2分の1の額について貴協会の助成を受けたく、「信用保証決定のお知らせ（写）」を添えて申請します。

なお、公的機関等から助成がある場合には、その額を差引いた金額について申請します。
また、都合により保証料の還付を受けた場合には、速やかに助成金を返還いたします。

助成申請額 金 円

1. 申請明細

項目	記入欄	備考
保証金額（借入金額）	円	
資金使途	運転・設備（○をする）	
保証制度		
セーフティネット保証（5号認定）	有・無（○をする）	
保証料率	%	
借入金融機関／支店	/ 支店	
借入日	平成 年 月 日	
保証料総額（注1）	円	
助成申請額（注2）	円	

（注1）市区町村負担額などがある場合は、その金額を除く。

（注2）保証料総額の2分の1の額（円未満切捨）で、以下の上限金額以内。

初回申請時の上限：セーフティネット融資=20万円、その他融資=10万円

追加申請時の上限：（初回申請時の上限金額）－（助成済額）

2. 助成金の振込先

金融機関名	支店名	預金種目	口座番号	受取人名（フリガナ）
		普通 当座 (○をする)		()

申込担当者名 _____ (電話： - - -)